

広島県公安委員会告示第 47 号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「規則」という。）第 6 条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第 9 条第 1 項の規定により告示する。

平成 30 年 7 月 9 日

広島県公安委員会

委員長 小 西 秀 宣

検定 番号	検 定 の 有効期間	遊技機の 種 類	型 式 名	申 請 者 名 (住 所)	製造業者名 (住 所)
8S0371	告示の日 (平成 30 年 7 月 9 日)から 3 年間	回胴式遊 技機	S アメリカン番長 HEY! 鏡 B2	株式会社大都技研 代表取締役 木原 海俊 (東京都台東区東上野一丁 目 1 番 14 号)	左同
7P1659	平成 30 年 2 月 1 日 から 3 年間	ぱちんこ 遊技機	CR ぱちんこ押忍! 番長 漢の極み M0 4	同上	左同